

りっぶる

R I P P L E

vol.20
2019.3

発行

島根県人権啓発推進センター

「りっぶる」は英語で「さざなみ」という意味を持っています。

この広報誌によって人を大切にする心や思いやりの輪が、さざなみのように広がってみんなの心に届くように願っています。

誰もが共に暮らしがやすい社会へ

- 特集1 世界人権宣言から人権尊重の地域づくり
特集2 外国人住民との共生に向けて

● 「認知症」から始まる地域づくり



平成30年度 島根県人権啓発ポスターコンクール
中学校の部／最優秀賞
鳥屋尾 結芽さん（島根大学教育学部附属中学校3年）

【審査員評】

明るい画面にみんなでつくる笑顔のハーモニーが響いてくる素晴らしい作品。背景の黄色とサインペンの黒、服やズボンの色とが対比され、鮮やかで明るい雰囲気に心が引きつけられる。

ポスターカラーの扱い、サインペンの線の効果、デザインやレタリングの巧みさなど、技能的に優れた作品であり、一つ一つの表現の細部まで、丁寧に取り組んでいる姿が感じられて良い。

平成30年度人権啓発ポスターコンクールには、県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童、生徒から合計1,296点の応募がありました。たくさんのご応募ありがとうございました。

特集1 世界人権宣言から 人権尊重の地域づくりを考える

「世界人権宣言」を知っていますか?

—平和の基礎としての「世界人権宣言」

20世紀には二度の世界大戦が起こり、多くの尊い人命が失われました。特に第二次世界大戦(1939年～1945年)では、特定の民族への迫害や大量虐殺など人権侵害が横行し、死者は5千万人を超えると推計されています。このような悲惨な大戦の反省から、戦争を阻止し平和を確保するためには、人権を国際法によって守ることが必要であり、人権の尊重こそが平和の基礎であると考えられるようになりました。

そして、1948(昭和23)年12月10日、国際連合第3回総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、基本的人権尊重の原則を定めた「世界人権宣言」が採択されました。

この宣言は、人権の保障を国際的に初めてうたったもので、すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容とし、前文と30の条文から成り立っています。

世界人権宣言自体には法的拘束力はありませんが、宣言の主旨は世界各国の憲法や法律に取り入れられるなど、世界に強い影響を与えました。

宣言の採択から70年余が経過しました。この間、人権に関する取組は大きく前進しましたが、世界では紛争や難民問題、貧困問題など依然として平和と人権が脅かされている地域があり、国内では、いじめや虐待、インターネット上の人権侵害、ハラスメントなど様々な人権問題が関心を集め、社会問題となっています。

世界人権宣言第1条には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とあります。人権とは、人が人間らしく幸せに生きるために権利です。人がただ人間であることにより誰でも当然に持っている、侵してはならない権利です。そして人権が尊重され、差別のない社会の実現のために、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うことが求められます。

皆さんの周りで、お互いの人権は大切にされていますか？

人権問題県民意識調査の結果から

島根県の現状を考える

島根県では、2016(平成28)年9月に人権問題県民意識調査を実施しました。その結果を見ると、ほぼ3人に1人が「今の島根県は、人権が尊重される社会になっていると思わない」と回答し、ほぼ7人に1人が「過去5年間くらいの間で差別や人権侵害を受けた体験がある」と回答しました。

また、「過去3年くらいの間に人権問題に関する講演会や研修会（以下「研修等」という。）に参加したことがない」人がほぼ3人に2人いるという現状もわかりました。研修等の受講回数と人権意識の関係について分析してみると、受講回数が多いほど、人権意識の向上がうかがわれる回答が増えていることがわかりました。

人権感覚を磨き、人権意識を高めるためには、研修等の「人権についての学びの場」が重要と言えるのではないでしょうか。

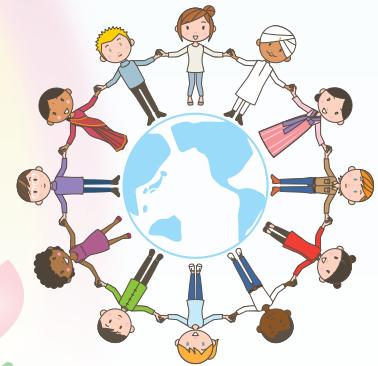
人権尊重の地域をつくるために

—人権研修に参加し、学び、気づき、そして行動へ

誰もが安心して暮らせる地域をつくるため、人権について学び、気づくことは、地域で孤立しやすい人を見守り、つながりを持ち、支え合う意識と行動に結びつき、豊かな共生社会を築くことにつながります。

では、人権について学び、気づくためにはどうしたらいいでしょうか。

やはり、そのためには日頃から人権について関心を持つことが大切です。そして、職場や学校、あるいは市町村や公民館等が開催する研修等に積極的に参加しましょう。人権について正しい知識を身に付け、正しく理解し、人権感覚を磨き続け、世界人権宣言がめざす全ての人の人権が尊重される地域社会を共につくっていきましょう。



「差別のない、明るく住みよい地域」を築くため、人権問題に関する研修や啓発に取り組んでいる
「活動する市民グループ連絡会」の代表 松浦ぎん子さんに、「人権」を学ぶことについて寄稿していただきました。



自分の「なぜ？」に向き合い続けて ～私が「人権」を学ぶ理由～

「活動する市民グループ連絡会」代表 松浦ぎん子

私が「人権問題」について学び始めたのは、旧松江市の各公民館区に次々と結成されていた「活動する市民グループ」（正式名称：「同和問題をはじめあらゆる差別をなくすために活動する市民グループ」）を法吉公民館区にも結成しようと、発起人の一人として声をかけられたのがきっかけでした。1990（平成2）年のことです。その年に結成された「法吉鳥グループ」の一員としての活動が始まりました。

初めて学んだ同和問題の歴史。「自分が学んできた日本の歴史の中で、なぜ、この大事な問題を学ぶ機会がなかったのか？」「なぜ、自分はこのことを知ることなしに、この年齢まで過ごしてきたのだろうか？」など、さまざまな「なぜ？」で私の頭の中はいっぱいになりました。私は、まず、自分の中の「なぜ？」を一つでもなくしていきたいと思い、学び始めました。

その後もさまざまな人権問題を学ぶにつれて、自分には今まで見えていなかった問題がいかに多いことかと思い知らされました。自分の「わからない」、「知りたい」と思うことを説明しようにも説明さえできないもどかしさを抱えながら、書籍や新聞の切り抜き等を集め始めました。また、多くの研修会にも参加するようになりました。しかし、自分の「なぜ？」は解決できず、新たな「なぜ？」が積み重なっていくことの繰り返しでした。

ところが、このような学びを続けているうちに、ずっと解決できていた「なぜ？」が、何年も経ってか

ら「ああ、自分の疑問は、のこととつながっていたのか…」を感じることが多くなり、さまざまな人権問題がいたるところでつながっていると理解できるようになっていきました。とても多くの時間を費やしましたが、ようやく私の中で何かが変わったのだと思います。このような体験が私に「わかる楽しさ」「理解する楽しさ」を教えてくれました。と同時に「人権」を学ぶことがいかに大切であるかということも教えてくれました。だからこそ、今でも自分の「なぜ？」と向き合い続け、学び続けているのだと思っています。

1999（平成11）年3月からは人権擁護委員としての活動も加わり、別の視点からの学びも必要となりましたが、継続した学びを通して、時代の流れとともに社会もずいぶん変化してきていることに気づくようになりました。そして、私たちが「人権」について学ぶ糸口は、私たちの身近なところにたくさんあるとも感じるようになりました。最近のことでは、地球環境保全の問題、度重なる自然災害への対応、高度情報化社会が抱えるさまざまな問題なども学ぶ糸口となるのではないでしょうか。

「すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、人としての尊厳をもって自分の人生を幸せに生きる権利を享有（生まれながらにして持っていること）している」ということをみんなが理解する世の中になってほしいと願いながら、これからも学び続け、学んだことを身近な人たちに伝えていきたいと考えています。

企業と人権は、一見関わりが薄いように思われるかもしれません。しかし、企業の活動は、従業員、消費者、取引先、地域住民など、直接的・間接的に多くの人々と関わりを持っていますので、これらの人々の人権への配慮が求められます。

企業が人権尊重の視点を持つことにより、たとえば、従業員との関係では、ハラスメントの防止やワーク・ライフ・バランスの実現等によって職場環境が改善されます。消費者や取引先との関係では、「人権を尊重する企業」として社会的な信用が増すことによって、企業活動におけるメリットも期待できます。また、地域住民との関係においても、地域の一員としてつながりを深め、地域課題解決への貢献等を通して、企業評価を向上させていくことになるのではないでしょうか。

「人権への配慮」は、企業にとって今後ますます重要となります。

特集2 外国人住民との共生に向けて

島根県環境生活部文化国際課

1 現状と課題

県内に住む外国人は、近年、増加の一途をたどっており、平成30年12月末現在で8,875人となりました。これは、昨年同時期より1,186人増加し、過去最高となっています。

国籍別では、多い順からブラジル3,627人、中国1,334人、ベトナム1,146人となっており、労働や技能実習を目的に来日されることが多いようです。

こうした外国人の増加の背景として、企業等の深刻な労働力不足を外国人材で確保しようとする動きが活発になっていることがあげられます。そのため、国では外国人材の就労を目的とする新たな在留資格を創設し、外国人への門戸を必要な範囲で拡大することとしました。

これにより、島根県においても、今後、ますます外国人住民が増え、地域の日本人住民と接する機会が多くなることが予想されます。

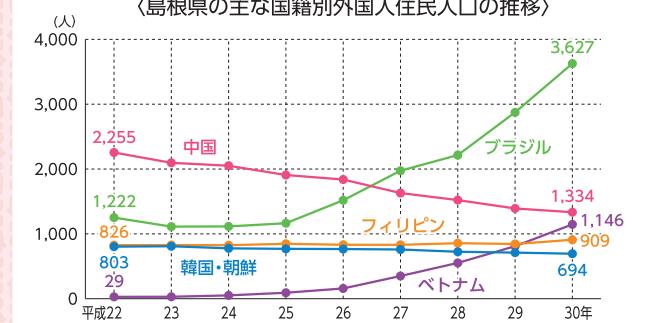
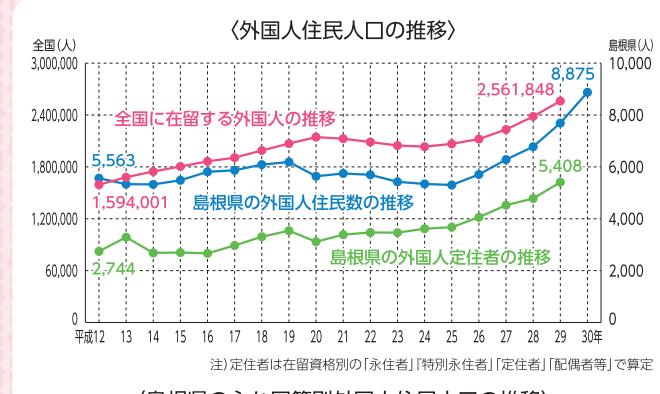
言葉や文化、習慣等が異なる外国人住民が増えると、医療、防災、教育等の様々な面で情報の多言語化や制度の理解促進の取組が必要となります。

日本の生活に不慣れで言葉がわからない外国人住民は、本来受けられる行政サービスを満足に受けることができない場合があります。また、日本の慣習（あいさつ、自治会・近所付き合い等）やゴミ出し等のルールがわからないことにより、地域で孤立したり、住民とのトラブルが生じるなど、社会的に弱い立場に置かれることもあります。

外国人住民が地域で自立した生活を送るために、自ら日本の言葉や慣習等を理解する努力が必要です。一方、

日本人住民も外国人住民の文化や慣習の違いを認め、外国人住民の方が困っているような時には、進んで話しかけてみることが必要ではないでしょうか。

言葉はよくわからなくても、同じ地域で共に暮らす住民として、お互いに相手を受け入れ、理解しようすることが、様々な文化や価値観を持つ人々が共生する住み良い社会の実現への第一歩となります。まずは、簡単なあいさつから始めてみませんか。



2 共生への取組

島根県では、しまね国際センターと協力し、多文化共生の取組として、多言語による外国人住民の相談窓口の開設などをはじめとする様々な支援を行っています。

〈お問い合わせ先〉
(公財)しまね国際センター
TEL 0852-31-5056
FAX 0852-31-5055

相談事業

多言語による外国人住民の相談窓口^{*}を開設しています。また、外国人住民が特に多い市に、外国人住民と行政や支援団体等の橋渡し役としての「外国人地域サポーター」を配置し、地域ごとに現状把握、相談対応等を行っています。

外国人住民の相談窓口^{*}

- 電話 : 0852-31-5056 (しまね国際センター)
- 対応語 : 英語・中国語・タガログ語・ポルトガル語・ベトナム語

^{*}詳しくは、しまね国際センターのホームページをご覧ください。

ボランティアの養成等

日本語を教える「日本語ボランティア」、公共機関等と外国人住民の橋渡しをする「コミュニティ通訳ボランティア」、災害時に外国人のサポートをする「災害時外国人サポーター」等を募集・養成しています。

日本語学習支援

県内の日本語教室の情報をまとめた「日本語教室マップ」の作成や、日本語教室が遠い等の理由により通うことができない外国人住民を対象とする出張教室を行っています。このほか、外国人にも理解しやすい「やさしい日本語」の普及を行っています。

言葉や文化の違いを すてきだと思える まちへ ～私たち一人一人ができること～



島根県外国人地域サポーター
うんなんグローカルセンター
芝 由紀子

人口約4万人の雲南市には現在約220名の外国籍の方がお住いです。国籍は多様で全18か国。技能実習生や国際結婚をした方が主ですが、帰化した方や外国につながりのある子どもたちも入れると更に多様です。

「外国人地域サポーター」（以下、サポーター）としての活動は多岐にわたります。病院への同行や家庭でのお手伝い、悩み相談など。外国人散在地域である雲南市では、横のつながりを作り、情報を得ることが簡単ではありません。生活に慣れ、地域での知り合いが増えてサポートが必要なくなっていく方がいる一方で、会話がうまくできることやちょっとした行き違いで地域に溶け込んでいない方が少なくありません。

「あいさつをしても返ってこない」「学校や地域と上手くいっていない」以前そんなふうに周りから言われている外国出身のお母さんがおられました。親が地域と接しないことで、子どもの日本語力にも影響が出てきていました。そこで時間をかけて少しづつ関係を作るよう努めました。今では母国の文化を紹介をしてくださるまでになり、子どもも元気に学校へ通うようになりました。実はとても話好きで、人と関わるのが大好きな方でした。それまで外国人ということで嫌な目にあうことが多く、日本人に不信感を持っており、地域と距離を置いていたということでした。

実際にサポート活動で外国出身の方といざると、ジロジロ見られたりコソコソ話されたり…マナーをわきまえない態度を取る日本人の大人が少なくありません。発音が変だと笑われる人や、容姿が違うことで「外国人」と騒がれ、傷つく子どもたちもいます。よく聞くのは、そんな時、周りの人が何もしてくれなかつたという声です。結果、子どもたちは自分のルーツを否定的にとらえるようになり、外国出身の保護者さんは自分を責め、自信を失っていきます。

よく市民の方から「自分に何ができますか」という質問を受けます。私がサポーターとして行っているのは、病院やハローワークなどの固く難しい日本語を「やさしい日本語」に直し、外国出身の方に伝えるという作業です。やさしい日本語を身につければ、多くの外国出身者とコミュニケーションが取れるようになります。直接的な交流が日常的でない場合は、外国出身の方も同じ地域の住民であり、地域に溶け込むために多くの努力をされていることを心に留めておくこと、そして差別や偏見を許さないこと。それだけで誰もが住みやすい優しい町につながっていくのではないかでしょうか。

雲南市では外国出身者や関係者からなる「うんなん多文化共生推進委員会」を開催していますが、生活者としての外国出身の方が口にするのは次の二点です。一つ目は「日本人と同じように普通に接してほしい」こと。そして二つ目は「あいさつをしてほしい」ということ。外国語で自分から先に話しかけるというのはとても勇気がいることに違いありません。まずは私たち日本人が勇気を出して自分たちからあいさつをしましょう。きっと嬉しそうに、少しはにかんだ顔であいさつが返ってくると思います。そして、それらの積み重ねが、豊かな地域、誰にも優しい多文化共生社会をつくっていくに違いありません。



うんなん多文化共生推進委員会の様子

やさしい日本語

外国人の人権尊重の第一歩は、 「やさしい日本語」で 話しかけることから！



法務省の「外国人の人権を尊重しましょう」というポスターには、「理解し合うことが大切です」と大きな字で書かれています。しかし、いくらその気持ちがあっても「言葉の通じない外国人とどうすれば理解し合えるのか」というのが、素朴な疑問ではないでしょうか。

そこで活用したいのが「やさしい日本語」です。「やさしい日本語」とは、外国人にもわかりやすいように配慮した日本語のこと、ちょっとしたコツを覚えれば誰でも使えるようになります。

「外国人は日本語ができない」というのは私たちの思い込みで、国立国語研究所の調査によると定住外国人が理解できる言語として「日本語」は62.6%、「英語」は44%という結果が示されています。機械翻訳を使う場合でも、いったんわかりやすい日本語にしてから外国語に訳した方が意味の通る訳文になります。

2019年には改正入管・難民法が施行され、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。外国人と接する機会は今後益々増えていくでしょう。もし、身近なところで外国人に出会ったら、まずは「やさしい日本語」で自分から話しかけてみましょう。それこそが、外国人の人権尊重につながる具体的な行動の第一歩だと思います。

言い換え・書き換えの例

長い文は短く、漢語は和語にする

悪天候のため、JRは運休です。 ➔ 今日は天気が悪いです。JRは止まっています。

擬音語・擬態語は使わない

お腹がペコペコです。 ➔ お腹が きました。

慣用句は普通の言い方にする

口にあいますか？ ➔ 好きですか？／おいしいですか？

敬語やあいまいな表現は使わない

ちょっとわかりかねます。 ➔ わかりません。



「やさしい日本語」についての詳しい情報は、島根県・しまね国際センターが作成した「やさしい日本語」の手引きをご覧ください。しまね国際センターホームページ (<https://www.sic-info.org>) にも掲載されています。

島根県 やさしい日本語

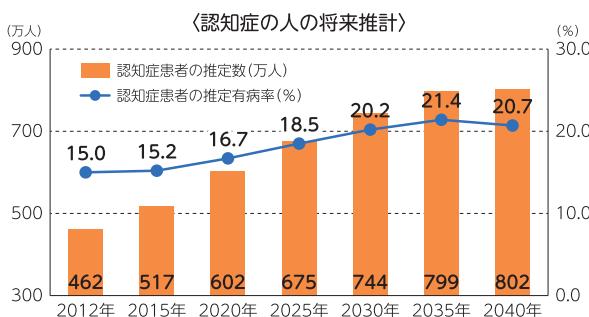
検索

「やさしい日本語」は、阪神淡路大震災を契機に、外国人に災害情報を「迅速に」「正確に」「簡潔に」伝えるため、弘前大学・社会言語学研究室により考え出されました。子ども、高齢者、障がい者の方などにとっても分かりやすいコミュニケーション手段の一つです。

「認知症」から始まる 地域づくり ~誰もが安心して暮らしていくために~

認知症とは？

認知症は脳の病気により発症するものです。いろいろな原因で脳の働きが悪くなり、記憶や理解・判断力などが低下し、日常生活を送る上での支障が、およそ6ヶ月以上継続している状態を言います。認知症になったからと言って急にすべてのことが出来なくなるわけではありません。原因となる病気によって症状は様々であり、また周囲の正しい理解と適切な支援により、その人らしく暮らしていくことが可能です。そのためにも早期診断と早期対応が大切となります。



認知症は誰にとっても身近なものになっています。

認知症になってからも、できる限り住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていくことができるよう、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族とともに地域全体で一緒に取り組んでいくことが大切です。



あなたも認知症サポーターになりませんか？

オレンジリングが
サポーターの目印！



認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、地域で認知症の人や家族を温かく見守り、自分のできる範囲で手助けをする人です。

認知症サポーター養成講座を受講すれば、どなたでもなることができます。

- 講座は60～90分です。
 - 講師は市町村から派遣します。（無料）
 - 職場、学校、自治会など、どこでも開催できます。（おおむね5名以上の団体）
 - 児童・生徒のみなさんもサポーターになることができます。
- ※申し込みは最寄りの市町村までお願いします。



認知症の人への接し方

認知症という特別な人がいるわけではありません。その人が認知症という病気になっただけです。相手の立場に立って、さりげなく自然に接することが最も大切です。

接し方の ポイント

3つの「ない」

- ①驚かせない
- ②急がせない
- ③自尊心を傷つけない

認知症カフェが広がっています

認知症の人やその家族、地域住民、医療・介護関係者など誰でも参加できる交流の場「認知症カフェ」。2018(平成30)年12月現在、県内には36か所の認知症カフェが開設され、近年広がりつつあります。気軽に集まってお話ししたり、仲間づくりや情報交換をしたりしてみませんか？



※県内の認知症カフェの一覧を県ホームページに掲載しています。

お問い合わせ先

島根県高齢者福祉課 地域包括ケア推進室
TEL 0852-22-6341

島根県 認知症

検索

開催報告

しまね人権フェスティバル2018

同時開催 平成30年度 人権・同和問題を考える県民のつどい
人権ユニバーサル事業 外国人の人権を考えるつどい
江津市人権啓発企画展「石見の竹細工」

10月21日(日)江津市総合市民センターで「しまね人権フェスティバル2018」を開催しました。地元の子どもたちによる群読、神楽やダンスの上演、シンガーソングライター山根万理奈さんへの一日人権擁護委員委嘱式や県内の様々な団体による啓発展示等を行いました。

同時開催の「人権・同和問題を考える県民のつどい」では、講師の道志真弓さんに、重い障がいのある娘さんと過ごした8年間の物語と命の大切さについて講演していただきました。聴講された方からは、「命の尊さを改めて考えることができた」「自分の命だけでなく、他人の命も尊重していきたい」などの感想が寄せられました。

この他、多文化共生を学ぶ巨大かるた大会や竹細工のワークショップも開催し、一日を通して家族連れなどにぎわいました。

当日は約850名の方にご来場いただきました。身近な人権問題について、気づき・学び・考える場となりました。

また、人権教育・啓発功労者へ知事感謝状の贈呈式も行いました。

お知らせ

次回は松江市で開催します

●開催日／2019年11月17日(日) ●会場／島根県民会館



**平成30年度人権教育・啓発功労者
知事感謝状を贈られた方の主な功績**

【個人】河行 宣廣さん (江津市●活動年数／11年)

平成19年から和木まちおこし実行委員会の委員長として、日露戦争中のロシア兵救助を語り継ぐ「和木町ロシア祭り」を主催して人道行為の歴史を伝承し、また市内小学校で紙芝居を上演して次世代への継承にも努め、人命の尊重と人権が守られる社会の実現を訴え、子どもたちへの平和教育に尽力している。

みんなの人権110番
全国共通人権相談ダイヤル
子どもの人権110番
女性の人権ホットライン
外国語人権相談ダイヤル



0570-003-110
0120-007-110 (無料)
0570-070-810
0570-090-911

(対応言語：英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語)

松江地方法務局 / 島根県人権擁護委員連合会



インターネット人権相談受付窓口
<http://www.jinken.go.jp/>



島根県人権啓発推進センターをご利用ください

島根県人権啓発推進センターでは、人権に関する研修会などの支援、暮らしの中で起きる様々な人権問題の相談に応じています。どなたでも自由にご利用いただけます。



研修会等の支援

- 啓発資料(図書、ビデオ、DVD、紙芝居、パネル)の貸出
- 研修室(松江のみ)の利用
- 研修講師の派遣

人権啓発推進センター(松江)

〒690-8501 松江市殿町1(県庁東庁舎1F) 県民会館前バス停西隣
TEL 0852-22-6051/FAX 0852-22-9674

人権に関する相談

※秘密は厳守します。

- 人権に関する相談に応じ、相談内容によって専門の相談機関を紹介するなど、問題の解決に向けた支援を行います。

相談専用ダイヤル

松江 TEL 0852-22-7701
浜田 TEL 0855-29-5530

西部人権啓発推進センター(浜田)

〒697-0041 浜田市片庭町254(県浜田合同庁舎1F)
TEL 0855-29-5503/FAX 0855-29-5531

島根県 人権

検索

●詳しい内容はセンターホームページ
ページをご覧ください。